

第10章 外資規制業種

かつてマレーシアでは、輸出比率に応じて外資企業の出資比率が決められており、外国資本 100%で会社を設立する場合は、売上の 80%が輸出によるものである必要があった。2003 年 6 月 17 日より製造業の外国資本による出資規制が緩和されたが、同日以前に認可された事業については、輸出比率や出資規制が引き続き適用されている。但し、企業はそれらの規制解除を申請することが認められており、状況に応じて出資比率引き上げや輸出比率緩和などを認めている。2013 年 12 月時点では、一部の業種を除き、製造業を中心に外国資本 100%での進出・拡張・多角化投資が可能となっているが、国家権益にかかわる事業やサービス業等の一部の業種では未だに外資規制が残っている。

1. 国家権益に関わる事業

水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安など国家権益に関連した事業は、外資参入が 30%までと制限されている。

2. サービス業

サービス業では、外資規制が残っている業種がある。2010 年 5 月 12 日、国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism, MDTCC) が「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン (MDTCC ガイドライン)」を制定した。同ガイドラインには、小売、フランチャイズ、ダイレクトマーケティング、卸売などが含まれている。

同ガイドラインで規制されているのは、主に小規模小売店や食品小売店である。小規模食料品店、雑貨店、薬局などの小規模小売店は外資参入が禁止されている。また、大型スーパーマーケットは、ブミプトラ資本 30%の出資が必要となっている。一方、その他の流通取引サービス業は 100%外資による出資が可能だが、最低資本金やブミプトラの取締役任命などの要件がある。最低資本金は 100 万リンギ。MDTCC の判断基準として、マレーシアの社会・経済発展に貢献すること、多額の投資を実施すること、地場業者のいない事業であること、雇用機会を創出すること、技術移転があること、独創的で専門的な性質を持つ事業であることなどが厳しく定められている。

図表 10-1 外資参入が禁止されているサービス業種

1	スーパーマーケット、ミニマーケット（販売床面積が3,000㎡未満）
2	食料品店、一般販売店
3	コンビニエンスストア（24時間営業）
4	新聞販売店、雑貨店
5	薬局（伝統的なハーブや漢方薬を販売する薬局）
6	ガソリンスタンド（コンビニエンスストア併設店を含む）
7	常設市場（ウェットマーケット）、歩道店舗
8	国家戦略的利益に関連する事業
9	布屋、レストラン（非高級店）、ピストロ、宝石店、など

（出所）国内取引・協同組合・消費者省等より作成

3. 最低払込資本金

マレーシア会社法では、会社を設立するための払込資本金は 2 リンギ以上と定められている。また、事業内容や取得する許認可に応じて、最低払込資本金が規定されている。

(1) サービス業

MDTCC ガイドラインによると、サービス業では、100 万リンギの最低払込資本金が必要となる。

(2) 製造業

IPC、RDC、OHQ のステータスを取得している企業は、最低払込資本金は 50 万リンギとなる（IPC、RDC、OHQ の詳細は 9 章参照）。但し、外国資本 100%での会社設立が可能となっている。

4. 製造業ライセンスの取得義務

製造業の場合はライセンスが必要となる。1975 年工業調整法（Industrial Co-ordination Act : 1975）に基づき、250 万リンギ以上の株主資本を有するか、75 名以上の常勤の従業員を雇用している製造業の企業は、国際通商産業省（Ministry of International Trade and Industry : MITI）より製造業ライセンスの承認を得る必要がある。製造業ライセンスの申請は、マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority : MIDA）を通じて行う。2008 年 12 月以降、新規投資または既存プロジェクトの追加投資を行う場合、安全保障、健康、環境、宗教に関連する製造活動以外の製造業は、審査や認証がなくても製造業ライセンスが発行される。

また、投下資本（Capital Investment）と従業員（Employee）の比率（C/E 比率）が 55,000 以下の製造案件は労働集約型産業とみなされるため、製造業ライセンスや投資優遇措置の

対象外となる。しかし、付加価値が 30% 以上の場合や、経営 (Managerial) ・ 技術 (Technical) ・ 管理 (Supervisory) への従事者が全従業員に対して 15% 以上を占める場合、ハイテク企業向けの奨励事業や奨励製品リストに該当する事業を行う場合は、C/E 比率による規制の対象とならない。

5. 外国人駐在員の雇用制限

外資企業は、訓練されたマレーシア人が不足している分野では、外国人を雇用することが認められている。但し、マレーシア国民の雇用を保護し、マレーシア国民が様々な職で訓練をされ、技能・技術を向上させるためにも、外資企業が派遣できる外国人駐在員の人数、期間などに制限が設けられている。

外資企業では、払込資本金額に応じて就労できる外国人の枠である「外国人ポスト」が決められている。例えば、製造業では、払込資本金額 200 万ドル以上で永久的に外国人を配属することができる「キーポスト」を含む 10 ポストが自動的に認可される。また、期限付きの「タイムポスト」として、中間管理職や専門職向けに 10 年の「エグゼクティブ・ポスト」、技術職向けに 5 年の「ノンエグゼクティブ・ポスト」が認可される。外国人ポストの申請先は、事業内容によって異なる。なお、政府が育成に注力したい分野・業務などでは、認可が下りやすい模様。

2 年以上滞在する駐在員は雇用パス (Employment Pass) という管理職及び専門職向けの就労ビザを取得する必要がある。雇用パスの取得には、月額最低給与が 5,000 リンギ以上、雇用契約期間は最低 2 年間、最低資本金などの条件がある。

図表 10-2 雇用パス取得のための最低資本金の要件

1	100% マレーシア資本	250,000 リンギ
2	マレーシア資本と外資の合弁	350,000 リンギ
3	100% 外国資本	500,000 リンギ
4	流通や飲食店を営む外資企業	1,000,000 リンギ

(出所) 入国管理局ウェブサイト等より作成

図表 10-3 払込資本金額ごとの外国人ポスト、キーポストの人数と期間

	払込資本金額	外国人ポスト		備考
			キーポスト	
製造業	200万ドル以上	10人	うち5人	最大10年間、エグゼクティブポスト（管理職）に就ける。ノンエグゼクティブポスト（技術職）は5年
	20万ドル以上、200万ドル未満	5人	1人以上	
	20万ドル未満	各投資案件がもたらすメリットに応じて認められる		外資企業の払込資本金が50万リンギ以上の場合、キーポストが認められる場合がある。また、最長10年のエグゼクティブポストと、最長5年のノンエグゼクティブポストが認められる場合がある。これらタイムポストは最終的にマレーシア人に引き継がれる必要がある
販売・サービス業	1,000万リンギ以上		3人	経営統括本部（OHQ）、国際調達センター（IPC）、地域流通センター（RDC）などのステータスを取得している企業は、必要に応じて雇用枠が認められることになっている
	100万リンギ以上、1,000万リンギ未満		1人	

（出所）入国管理局ウェブサイト等より作成

図表 10-4 外国人ポストの承認を行う省庁

1	製造業	マレーシア投資開発庁（MIDA）
2	製造業関連サービス（OHQ、IPC、RDCなど）	
3	ホテル・観光業	
4	研究・開発	
5	マルチメディア・スーパー・コリドーステータス保有企業	マルチメディア開発公社（MDeC）
6	公立病院の医者と看護師	公共サービス局（PSD）
7	高等教育を行う政府機関の講師・教師	
8	公共部門の契約ポスト	
9	公共サービス委員会や関連官庁から依頼された業務	
10	銀行・金融・保険	中央銀行（Bank Negara Malaysia：BNM）
11	証券市場	証券委員会（SC）
12	上記以外	外国人委員会（EC）

（出所）入国管理局ウェブサイト等より作成

ひとくちメモ（13）：規制緩和をにらみ、コンビニ各社が進出を検討中

2013年7月、ハラル食肉加工サウジ・コールド・ストレージ社は、マレーシアに投資を計画している日本のコンビニエンスストアチェーンと交渉を行っていることを明らかにしたとの報道があった。企業名は明かされなかったが、その日系コンビニエンスストアチェーンは、当初クアラルンプールに5店舗を設立し、その後クアラルンプール以外の地域にも店舗を増やす計画であるという。

現在コンビニエンスストアは外資参入禁止業種に指定されているため1%も出資することはできず、進出する場合は地場企業などによるフランチャイズでの展開となる。しかし、コンビニエンスストアは将来的に外資30%まで認められるとの観測もある

マレーシアに既に進出している日系コンビニエンスストアは、セブンイレブンとサークルKサンクスの2社である。セブンイレブンは、セブンイレブンジャパンが完全子会社化している7-Eleven Inc.運営の元、地場企業が1,383店舗を展開している。サークルKサンクスも2012年、地場企業と合併でCircle K (Malaysia)社を設立しており、2013年11月に1号店をオープン、その後3年間で300店を出店する計画である。ミニストップは2011年に駐在員事務所を開設しており、ファミリーマートは2年以内の進出を見込んで2012年末から現地調査をしているようだ。